

平成31年度 玉名市介護給付適正化の取組方針

1 要介護認定の適正化

認定調査の点検（委託踏査は全件、直営調査は審査会事務局と協力して点検）
eラーニングシステムの登録と活用
認定調査員の研修（年1回の現任研修会、月1回の学習会及び意見交換）

2 ケアプランの点検

(1) ケアプラン提出

玉名市内の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1名につき、上半期（5月～8月）に1事例以上と下半期（9月～1月）に1事例以上を提出

1) 事 例

- ① 生活援助中心型の訪問介護回数が規定以上に該当する事例
（全員必須、プラン作成の翌月の末日まで提出、未提出の場合は返還を求める）
 - ② サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム入居者等の事例
 - ③ 認定結果がでた直後に、サービスが不足するとの理由で区分変更をする事例
- ※ ① ② ③を優先的に提出。事例がない場合は、要支援から要介護に悪化した事例や新規・区分変更申請者の事例等

2) 提出資料：基本情報（アセスメント表）、課題整理総括表 ケアプラン第1～3表及び第6表・第7表

(2) ケアプラン会議の定期開催

1) 目 的：利用者の心身の状況や環境等を把握し、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた適切なプランになっているか、「自立支援」に資するプランになっているかについて、基本となる事項を介護支援専門員と保険者等が共に確認しあい、双方のレベルアップを図り、介護給付の適正化をめざす。

2) 参加者：担当ケアマネ、有明地域リハビリテーション広域支援センター
ケアプランアドバイザー、核となるケアマネ、包括、市担当者 7名程度

3) 場 所：玉名市役所 会議室

4) 事 例

- ① 生活援助中心型の訪問介護回数が規定以上に該当する事例
 - ② サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム入居者等の事例
 - ③ 認定結果がでた直後に、サービスが不足するとの理由で区分変更をする事例
- ※ ① ② ③の事例がない場合には事前にお問い合わせください。

5) 提出資料: 基本情報 (アセスメント表)、課題整理総括表

ケアプラン第1～3表及び第6表・第7表

※開催前月の20日までに資料提出 (資料は会議終了後回収予定)

6) 日 時: 毎月第2金曜日 午後

	13:30～14:15	14:30～15:15
5月10日	ニチイケアセンター玉名	あゆみの家居宅介護支援センター
6月14日	みやの森	しもだ介護サービス玉名
7月12日	ケアプランももだ	ケアプランセンターみゆき苑
8月 9日	和 (なごみ)	ふじの香
9月13日	延寿	たいめい苑
10月11日	れいか苑	幸
11月 8日	星雲荘	有明ホーム
12月13日	てんすい倶楽部	よしだ
1月10日	わかみや	社会福祉協議会
2月14日	玉名郡市医師会	さくら苑
3月13日	ライフケア	ニチイケアセンター玉名

(1人ケアマネでH30年度に終了された事業所は除いています。都合が悪い場合は事業所間で交代してください。)

3 医療情報突合・縦覧点検

縦覧点検 (X01, X03, X16) 熊本県国保連合会に委託継続

その他の縦覧点検、医療突合はH31年度より新たに外部事業所に委託し全月点検

4 住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与の点検

- 1) 趣旨:** 住宅改修は、一般的に改修費用が高額になることが多いこと、一度施工すると原状回復が困難であるため施工前点検が重要である。そのためリハビリテーション専門職による点検の体制構築をし、被保険者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を施工前には是正する。福祉用具貸与は、用具が適切に利用されているか否か点検を行うことで、被保険者の重度化防止や自立支援に資するものであるか、その費用が適切であるかについて点検する。
- 2) 対象:** 住宅改修及び福祉用具購入は全件対象とする。福祉用具貸与は、平成29年度以前から継続して福祉用具を貸与されている軽度者及び今年度新規の福祉用具貸与を開始する軽度者を対象とする。
- 3) 方法:** リハビリテーション専門職を介護保険窓口に配置し (週に2日程度)、申請書の審査時にリハビリテーション専門職が書類を点検、後日抽出により訪問アセスメントを行う。被保険者の自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながるか等について点検及び提案を行う。
- 4) 時期:** 委託業者選定後で、平成31年秋頃から実施予定。